

評議員等及び評議員選任・解任委員会委員 の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人本城福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等、評議員選任・解任委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 評議員等及び評議員選任・解任委員会委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 評議員選任・解任委員会委員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

3 評議員選任・解任委員会委員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

4 役員等が理事会に出席し、同日に開催された評議員会に出席した場合は報酬及び費用弁償費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった年度内の回数により、年度末までに支給する。又、評議員及び評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった、開催日に支給する。この場合、開催日が日曜日、土曜日または休日にあたるときは日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日または休日でない日を支払日とすることが出来る。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。